

琉球の古鐘とその銘文

[一]

仲
嶺
真
信

はじめに

ここにいう琉球の古鐘とは、そのほとんどが、慶長十四年島津氏による琉球征討以前に独自の海外貿易による繁栄を誇っていた琉球王国の下で铸造された梵鐘を意味する。

かつて、梵鐘研究家の坪井良平氏はその労作の著『日本の梵鐘』(角川書店・昭和四十五年)・『日本古鐘銘集成』(角川書店・昭和四十七年)等の中で、琉球の古鐘についての紹介と若干の言及を試みたわけだが、それについて筆者の現地調査を踏まえての見解をのべると、いまだ不十分であり、又、誤まりも多少みられるので、問題は相当多く残されているといわざるをえない。琉球の古鐘についての研究は、この他に東恩納寛惇氏の「首里城正殿奉掛梵鐘について」(『史蹟名勝天然紀念物第十八集第二号』)や、外間正幸氏の「琉球の梵鐘について」(『一九六一年度文化財要覧』)等があげられるが、やはり梵鐘一般の問題からながめると、いま十分であるとはいがたい。筆者が今筆をとらんとしたのは、誤解を修し、若干の問題について言及しておく必要にせまられたからであり、又今後の琉球の古鐘についての研究の上で、誤まりのない鐘銘資料を提供したいと考えたからである。

一 琉球鐘の特徴

琉球鐘といつても作風はほとんど和鐘と同一形式であるが、記銘の方法において、和鐘と若干異なる点がある。すなわち、一、紀年の記載方法がすべて中国年号と同一(朝鮮鐘の場合と同じ)。二、琉球国王の名

称を記す。三、掛け置く場所も寺院以外に、王城もしくは、道教祠等がみられる。

一方、古鐘の铸造時期については、後記の一覧表にもみられるように、景泰七年(一四五六)から康熙三十六年(一六九七)までであるが、そのほとんどが景泰七年から弘治九年(一四九六)までの約四十年間に集中している。つまり、それは、琉球国王尚泰久王から尚徳王をへて、尚真王の治世時期に相当する。中でも、尚泰久王期の铸造になる古鐘は、後述するよう約二十三基と、現在確認できる古鐘総計の半数以上になる。景泰七年銘鐘から天順三年銘鐘までの約四年間に、この二十三基が造られているわけであるから、当時の尚泰久王の権力の伸展及びその庇護の下にある寺院の繁栄ぶりがうかがえよう。

二 琉球鐘の存否について

現在確認をされうる古鐘数については『琉球国由来記』・『琉球国旧記』等の文献を基にして作成した後掲の古鐘一覧表を参照すれば、左記の通りである。

一、現存鐘十四基	〔有銘鐘十三基 無銘鐘一基(護国寺藏)
二、逸亡鐘二十二基	〔有銘鐘十六基 無銘鐘六基〕

以上、現存鐘、逸亡鐘の総計は三十六基となるが、その半数以上が、その姿を確認することのできない逸亡鐘である。いかに数多くの古鐘が何らかの事情により散逸してしまつたかが分る。その最大の理由は、

今次大戦の際の金属回収に伴う梵鐘の供出問題、及びその戦禍による破壊、損失等があげられよう。事実、琉球に唯一伝存していた朝鮮鐘は、みごと米軍の艦砲射撃により壊滅し、今はその竜頭の一部のみを残すだけである。数少ない高麗初期の鋳造になる優品であつただけに大変惜しい。

又、一方では、古くから廃寺、あるいは寺院の合併吸収等の問題が、文献にみられるが、その際に起こる様々な諸事情によつて、古鐘は所在不明もしくは旧所在をかえざるをえなくなり、別の寺に掛着、安置されるなど複雑な経緯をたどつてゐるのが若干例みられる。

今回ここに紹介する相国寺鐘の場合は、梵鐘そのものは逸亡してしまつてはいるものの、幸いなことにその拓本資料が現存している例である。現在、この例にならうものは、万寿寺鐘が他に一つある。何れともに有銘鐘で、景泰七年、天順元年の紀年を有す尚泰久王代の鋳造になるものである。では、さつそく次に相国寺鐘について紹介したい。
(なお、本稿以降順次琉球の古鐘及びその銘文について紹介する予定でいる。)

三 相国寺鐘（景泰七年）銘について

(一) 銘文の紹介

相国寺鐘銘（拓本・東恩納文庫蔵）

（判読文）

皇沢流妙法音
景泰七年歲次子丙
九月廿三日
奉行
大工

（以上第四区銘）

琉球国

王大世主庚寅慶生

茲現法王身量

大慈願海而新鑄洪鐘以寄捨本州

（以上第一区銘）

相国禅寺上祝万歳
宝位下濟三界之群生

辱命本寺二世谿隱

安瀬叟為銘其銘曰

華鐘鑄就掛着珠林

撞破昏夢正誠

天心

君臣道合

蠻夷不侵

彰亮氏德

起追靈吟

万古

（以上第二区銘）

琉球古鐘一覽表

西曆

一四五六

紀年銘

景泰七

現所在

沖縄県立博物館

原鐘銘

天龍精舍

文献照合及び備考

「由」 「由」 天王寺の条
「由」 廃寺

「由」

普文寺村の条

其地舊有「古寺」

「由」

護國寺の条

「由」

廃寺

「由」

模鐘・琉球大學構内蔵

「由」

同上

「由」

神應寺の条

「由」

拓本東恩納文庫蔵

「由」

同上

「由」

中山世譜

「由」

卷五・景泰二年の条

「由」

同上

(二) 「琉球国王大世主」と「谿隱安齋叟」

さて、前掲の銘文中から「琉球国王大世主」と「谿隱安齋叟」の二人物に問題を絞つて若干の言及を試みることにしよう。

この両者の関係には、極めて重要な問題が内包されている。すなわち、景泰七年（一四五六）から天順二年（一四五九）までの有銘鐘十七基の全てに、両者の名称が検出される。これは現在確認されうる古鐘総計三十六基の中で考えてみると約半数程になり、相当の割合になる。更に「谿隱」にのみ限つて、その名称を記す古鐘数を確認すると、十九基程になるので、古鐘総計の半数以上が含まれることになり、大変興味深い問題を提起する。

『中山世譜』卷五、尚泰久王の条には次の記事がみられる。すなわち、

「景泰年間。一僧至^レ國。諱承琥。字芥隱。日本平安城人也。王命^ニ輔臣。新構^ニ三寺^一。一日^ニ廣嚴^一。（今存）一日^ニ普門^一。一日^ニ天竜^一。（俱今不^レ存）

令下芥隱和尚。為^ニ開山正住持^一。而輪流居^ニ焉。王受^ニ其教^一。礼待甚優。而国人崇^レ仏重^レ僧。由^レ是。王大喜。景泰・天順間。ト^ニ地于各處^一。多建^ニ寺院^一。并鑄^ニ巨鐘^一。懸^ニ于各寺^一。朝夕令下諸僧。談經說法。參禪禮仏。以祈^レ昇平之治^上。

雖^ニ漢明^一・梁武^一。亦無^ニ能出^ニ干其右^一焉。誠此我国仏法文明君也。^{（即今禁中。或寺廟。所^レ有巨鐘。乃景泰・天順年間。尚泰久王所^レ鑄也。）}

王又命^ニ輔臣^一。創建^ニ末吉山熊野權現社^一。（其余神社。何年建^レ之。今不^レ可^レ考。疑是泰久王之世。其亦建^レ之歟）

明、天順元年丁丑。王命^ニ輔臣^一。鑄^ニ天妃^ニ廟及^ニ万寿禪寺等鐘^一。

（以下省略）

又、一方『琉球国由来記』卷十・諸寺旧記の条、天徳山円覺寺開山國師行由記にも前掲記事と重複する部分がみられる。すなわち、「師諱承琥、字芥隱。日本国平安城人也。為^ニ其人^一、容貌奇異、而虎視牛行也。乃悟心^{（マヤ）}（南禪寺塔頭也）始祖椿庭和尚之（李海壽、嗣^ニ竺仙^ニ）嗣、而実出^ニ于古林五世孫^ニ也。師一日謂^レ衆曰。吾聽、海南琉球者、雖^ニ為^ニ小邦^一、人廉而有^ニ根器^一矣。已要^ニ南邁^一。然風便亦稀也。因來^ニ薩州宝福寺^一、（俗日^ニ山寺^一）盤^ニ結一庵^一、（遺址猶在。日^ニ琉球谷^一）觀^ニ時節因縁^一矣。遂景泰年中、踰^レ海越^レ漠、遠來^ニ茲土^一、為^ニ法求人^一。始^ニ國王^也。

尚泰久、嚮^ニ其道風^一、召詢^ニ法要^一也。師之橫談堅說、大契^レ旨也。尚泰久、歡喜之余、創^ニ簡々精舍^一、以歷住之也。謂^ニ廣嚴^一、普門^一、天竜^一是也。後至^ニ於弘治年間^一、^ニ、^ニ、^ニ。尚真王、亦大歸仰也。故勅^ニ創円覺伽藍^一、延以為^ニ第一祖^一也。其平昔也、儉朴精勤、克振^ニ其業^一。迨^ニ化緣既盡^一、示^ニ微恙^一而遷化矣。時當^ニ弘治八乙卯五月十六日^一也。建^ニ牌於方丈^一矣。後至^ニ于康熙三十三甲戌^一、當^ニ二百年遠忌之辰^一也。由^レ是山之僧蘭田、具^ニ訴狀於陛下^一、而勅^ニ謚佛智圓融國師。（了道撰摹^ニ先^レ是、康熙二十六丁卯季春、住持石峰、相議、而使^ニ門中抽^ニ資財^一、

始現三出干開山國師之土像也。(以下省略)

以上、二つの記事を右に掲げたが、この中には「尚泰久王」と「芥隱」との密接な関係がうかがわれる。つまり、「尚泰久王」が、「僧・芥隱」に帰依し諸寺を開かせ、仏教国として琉球国を繁榮発展させんとしていることが知られる。相国寺鐘銘中にみえる「大世主」とは、尚泰久王の称号であり、彼の人柄は、「性質英厚。國衆帰心」^{3)中山世譜}卷五・尚泰久王の条と記される。

一方、前掲記事中の「承琥(諱)芥隱(字)」については、両記事をまとめてみると、日本国平安城人であり、人柄は容貌奇異で虎視牛行である。

彼は南禪寺椿庭和尚の法嗣で、古林清茂から第五世の孫嗣に当る。景泰年中、渡琉したところ、時の国王尚泰久及び尚真等に厚遇され深く帰依を受け、諸寺を開くことになった。ところが、遂に弘治八年に遷化し、康熙三十三年の二百年遠忌に際し謚号を佛智圓融國師と名づけられたことが知られる。

さて、「承琥・芥隱」の開山した広嚴・普門・天竜の三寺に掛着された古鐘について考えてみよう。

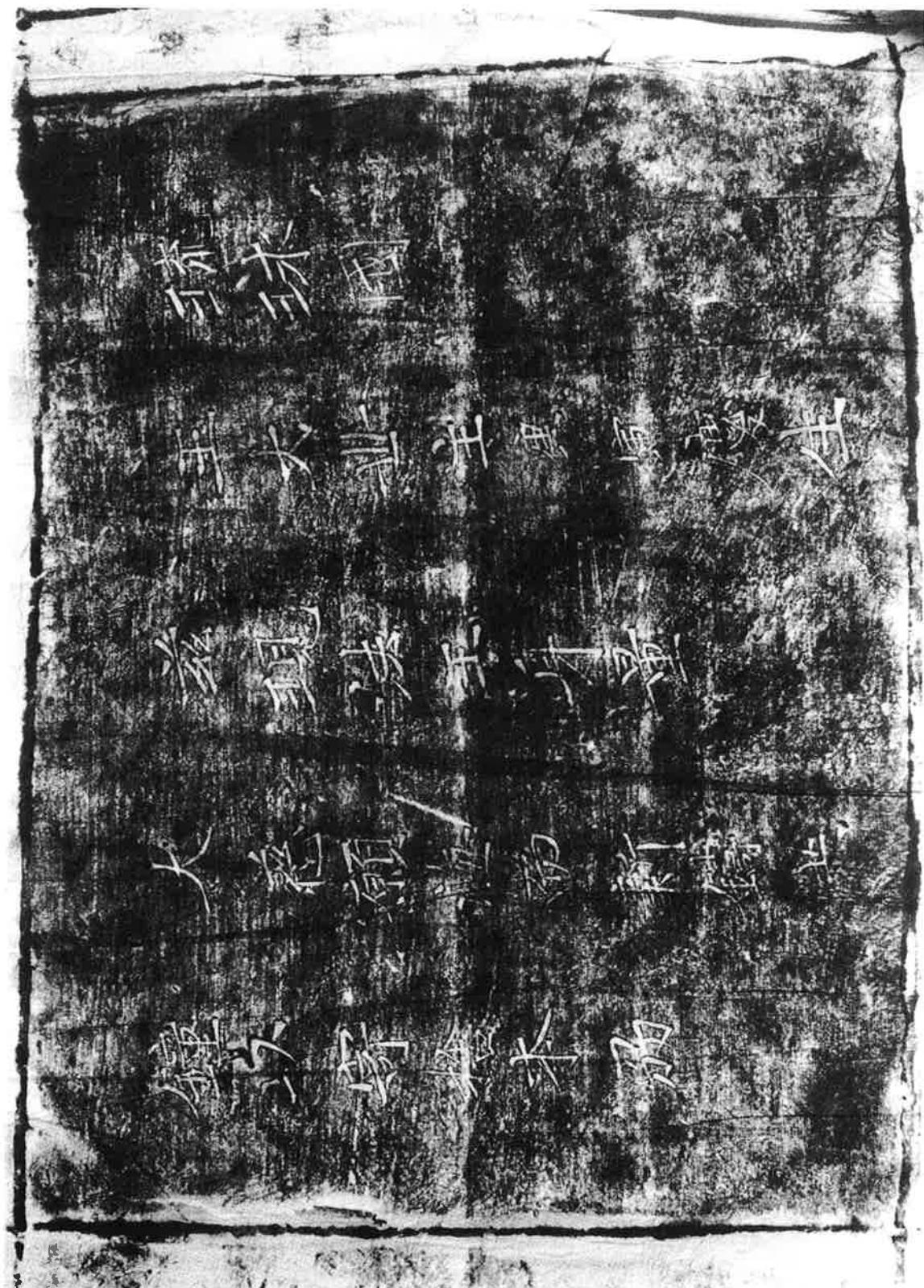
現存するには、普門寺、天竜寺の二鐘のみである。前者の鐘銘には「相国安瀬」が銘をなし、「開山承琥証之」となつており、一方、後者の鐘銘には「相国安瀬」が銘をなし、「古林第五世法孫開基沙門承琥謹記」となつており、両者は前掲記事にみられる「承琥」が普門・天竜の二寺を開基した事実を裏づけていると指摘できよう。更に本稿の中心となる相国寺鐘には「本寺二世谿隱安瀬叟」が銘をなし「二世谿隱書之」となつてている。ここに至り、やつと「谿隱安瀬叟」と前記の「承

琥・芥隱」との何らかのつながりが考えられる。先に結論をいえば、つまり、「芥隱・承琥」と「谿隱安瀬叟」とは、同一人物を示すものといえよう。なぜなら、「芥隱」と「谿隱」とは上一字の違いであるが、「芥」と「谿」とは共に「カイ」と発音できるからである。因に、「カイイン」と読める字を古鐘銘中から二例拾うと、「蹊隱」(一品權現鐘)二、「溪隱」(龍翔寺鐘・中山國王殿鐘)等があげられるが、何れの場合にも同一人物を示していると考えられる。又、「谿隱安瀬叟」と記される場合、「芥隱承琥」の表記と同様に「カイイン」以下の名称は、別号と考えられる。

以上のように、鐘銘中にみえる「谿隱」、「溪隱」、「蹊隱」あるいは「安瀬」、「承琥」等と記される同一僧の手になる撰文が、かなりの数、鐘銘として記載されているところから考えると、彼は当時の琉球国王の手厚い庇護の下で、「偈」を創るような相当重要な役職を担っていたといえよう。

(未完以下つづく)

相國寺鐘
（景泰七年）銘・拓本資料



图版② 第二区铭





圖版3) 第三區銘

This is a high-contrast, black-and-white image of a severely damaged document page. The surface is marred by extensive physical damage, including deep scratches, dust specks, and a prominent tear in the bottom right corner. Through the layers of debris, faint horizontal bands of text are visible, though they are mostly illegible. One discernible set of characters reads '四月廿二日' (April 22nd) and another set reads '庚午年' (Year of the Goat). The overall appearance is one of a lost historical record.